

千葉工業大学利益相反ポリシー

平成 22 年 3 月 9 日制定

令和 8 年 1 月 15 日改正

1. 目的

千葉工業大学（以下「本学」という。）は、教育と研究に加えて大学の第 3 の使命である社会貢献を果たすため、産官学連携を積極的に推進している。産官学連携の推進にあたっては、両立しない可能性がある企業等の外部の利益と大学の利益とが併存する状態、すなわち利益相反が発生する。千葉工業大学利益相反ポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、この利益相反を適切にマネジメントするための基本的な考え方を明らかにすることを目的とする。

2. 利益相反の定義

本学に勤務する専任の教育職員及び研究職員（以下「教育職員等」という）が企業等の外部との関係で得る利益又は負う義務が、本学における責任又は本学の利益と併存する状態を、利益相反（いわゆる責務相反を含む。）と定義する。

3. 利益相反に対する基本的考え方

利益相反は教育職員等が企業等の外部との関係を持つことにより不可避免的に発生する状態であり、利益相反が発生すること自体は回避すべきものではない。しかし、利益相反を放置することは、本学の利益を侵害する可能性が続き、さらには本学の利益を侵害しているとの外部の疑念を招く恐れがあるという弊害が発生することにつながる。このため、教育、研究、社会貢献のための教育職員等の活動を制約することにならないよう配慮しつつ、こうした弊害の発生を防止するために利益相反を適切にマネジメントすることが必要である。

4. 対象者

本ポリシーの対象者は、教育職員等とする。ただし、教育職員等以外の者についても、必要に応じて本ポリシーの適用を求めることができる。

5. マネジメントのための体制

教育職員等の利益相反に関する事項を審議し、マネジメントするために研究者倫理委員会を設置する。研究者倫理委員会の詳細は、別に定める。

6. マネジメントのための手続き

教育職員等は、千葉工業大学利益相反規程に基づき、必要に応じて速やかに利益相反に関する申告書を研究者倫理委員会に提出することとする。研究者倫理委員会は提出された申告書に基づき、利益相反による弊害を防止するためのマネジメントを行う。

7. 利益相反に対する意識の醸成

教育職員等を含む本学の関係者に対して、利益相反に関する啓発活動を行い意識の醸成を図る。

8. 情報公開

本学の利益相反に関する取り組みや利益相反の実態について、個人情報等の秘密情報を保護することを前提として可能な限り情報公開を行い、社会の理解を得るよう努める。

以上